

## (2)中瀬区域重点的撤去区域の設定について

石巻南浜マリーナが令和3年5月から部分供用されることとなり、中瀬区域の不法係留船の隻数は現在20隻未満であることから、令和3年5月頃から中瀬区域に不法係留船の重点的撤去区域を設定し、移動撤去に向けた措置を進めていくこととします。

### 旧北上川における不法係留船対策計画書 平成30年2月 東北地方整備局（抜粋）

#### Ⅲ－2．重点的撤去区域の設定

旧北上川右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬に囲まれた区域は、河口部の中でも不法係留船が集中していることに加え、無許可で護岸に設置された係留環、栈橋などの工作物が多数あること、さらに震災において市街地に船舶が流出し被害をもたらしたことを踏まえ、最初にこの区域を重点的撤去区域として設定する（図－1）。

重点的撤去区域の設定時期は、石巻市が計画中のマリーナの供用開始、近隣の漁港等の収容能力回復など船舶の係留・保管のための受け皿整備が見込まれる平成32年4月とし、不法係留の実態及び対策の進捗状況等を勘案しながら順次拡大していくものとする。

#### Ⅲ－3．重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

強制的な撤去措置にあたっては、マリーナが受け皿として有効に機能し始めたこと、震災からの復旧・復興事業の進捗に伴う河口部近傍の港湾・漁港における船舶の収容能力の回復状況を見定める必要がある。

よって、前記Ⅲ－2のとおり最初に設定する重点的撤去区域においては、マリーナ等の運用状況を把握した上で平成32年度以降、不法係留船等の移動撤去の措置を着実に実施していくこととする。

なお、重点的撤去区域以外の河川水面においても、新たな不法係留船・工作物が発生しないよう行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。

#### 計画対象区域・重点的撤去区域

